

2

10年後のあなたへ...

「夢レター」を募集します

10 years after ten years

**田** 原市制施行10周年を記念し、市民の皆さんから預かった手紙などを市で保管し、10年後の市制施行20周年に当たる平成35年に「夢レター」として郵送する取り組みを企画しました。未来の自分や大切な家族、友人宛に書いた、あなたの愛・夢・希望あふれる手紙を、10年の時を越えてお届けします。

田原市在住の恩師

● 差出人が豊橋市の方(田原市内に勤務)で、受取人は北海道の実家

◆夢レターの預かり方法

- ① 田原市役所、赤羽根市民センター、渥美支所、中央図書館の特設ポストに投函
- ② 市役所に郵送

※「夢レター」を封筒に入れ、政策推進課まで郵送

◆夢レターの種類と募集期間

●【種類】手紙またはハガキ

手紙は、重さ1kg以内で厚さ3cm以内のもの。※サイズや重さにより郵送料が異なります。

●【募集期間】8月20日(火)から平成26年2月28日(金)

◆夢レターを出すことができる方

- 次の①・②のいずれかに該当する方
- ① 受取人が田原市在住の方
- ② 差出人が田原市在住、在勤、在学の方、または、その方の同一世帯

【例えば】

- 差出人が自分で、受取人も自分
- 差出人が豊橋市の方で、受取人は

◆夢レターを預かるまでの流れ

- ① 夢レターを送る封筒などを準備
- ② 封筒などの表面に、受取人の郵便番号・住所・氏名を記入
- ③ 封筒などの裏面に、差出人の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入
- ④ 封筒などの大きさ、重さを確認し、所定の郵便料金分の切手をはる

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、政策推進課までお問い合わせください。

政策推進課 ☎23局3507

(〒441-3492 住所不要)

http://www.city.tahara.aich.jp/

3

美しい景観を次世代に

「景観行政団体」に移行

Beautiful scene

**田** 原市は、この美しい渥美半島の景観を守り・つくり、次世代につなぐため、市制施行10周年に当たる平成25年8月20日に、良好な景観形成に取り組むことが可能な「景観行政団体」に移行します。

● 周辺景観と調和する良好な景観を形成するよう建築物や屋外広告物に対する制限の検討

● 景観まちづくりの活動に対する支援

◆今後の取り組み

● 景観法に基づき景観計画の策定

● 周辺景観と調和する良好な景観を形成するよう建築物や屋外広告物に対する制限の検討

● 景観まちづくりの活動に対する支援

※その他、重要な建築物や樹木を指定したり、保全したりして魅力ある景観づくりに取り組んでいきます。

す。



三方を海に囲まれた田原市。三河湾側の静かな海の「生業景観」、太平洋側の雄大な「自然海岸景観」、市内の至る所から目にする事ができる

「山地景観」、大きく広がりのある「農地景観」、市街地や集落地における

「まちなみ景観」など、多様な表情を持つまちです。

このような景観は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができるよう、長い年月をかけて育まれてきたこの美しい渥美半島の景観は、市民の皆さんにとって、かけがえない財産であり、一人ひとりの誇りであるともいえます。

◆今後の取り組み

● 周辺景観と調和する良好な景観を形成するよう建築物や屋外広告物に対する制限の検討

● 景観まちづくりの活動に対する支援

※その他、重要な建築物や樹木を指定したり、保全したりして魅力ある景観づくりに取り組んでいきます。

街づくり推進課

23局3535

http://www.city.tahara.aich.jp/